

# 返済困難者相談支援の相談事例集

平成30年10月

大阪府商工労働部中小企業支援室金融課

# 目次

## A 本人の債務

- A - ① 債務整理をした場合の影響を知りたい。----- P. 1
- A - ② 月々の返済を減らしたい。----- P. 2
- A - ③ 債権者から督促状が送られてきた。----- P. 3
- A - ④ 保証債務の返済を迫られている。----- P. 4
- A - ⑤ おまとめローンか債務整理を検討中だが、住宅は維持したい。----- P. 5
- A - ⑥ 過払い請求をしたい。----- P. 7
- A - ⑦ 債務整理の具体的な方法を知りたい。----- P. 8
- A - ⑧ 生活保護受給中の債務整理について。----- P. 9

## B 信用情報

- B - ① 自分の信用情報を確認したい。----- P. 10
- B - ② 過去の延滞情報を削除したい。----- P. 11
- B - ③ お金を借りられないようにしたい。(ギャンブル依存のため) P. 12

## C 裁判法令関係

- C - ① 支払い督促の対応について。----- P. 13
- C - ② 自分で特定調停をしたい。----- P. 14
- C - ③ 時効の援用について。----- P. 15

## D 悪質商法

- D - ① ヤミ金からの取立てに困っている。----- P. 16
- D - ② 悪徳商法に引っかかった。----- P. 17

## E こころの健康

- E - ① ギャンブルで借金を作り、返済できない。(本人からの相談) ----- P. 18
- E - ② ギャンブルで借金を作り、返済できない。(家族からの相談) ----- P. 19
- E - ③ 借金のことが気になって眠れない。死にたい。----- P. 20

## F 事業者

- F - ① 事業に行き詰まり、借入金の返済が困難。----- P. 21

## G その他

- G - ① 親族(子ども)が借金をしている。----- P. 22
- G - ② 婚約者が借金をしている。----- P. 23
- G - ③ 家族が借金をしたまま失踪。----- P. 24
- G - ④ 亡くなった親族に借金があった。----- P. 25
- G - ⑤ おまとめローンをしたい。----- P. 26
- G - ⑥ 生活に困り、今日食べるものもない。----- P. 27
- G - ⑦ 弁護士、司法書士に対する苦情。----- P. 28
- G - ⑧ 債権者(登録業者)に係る苦情。----- P. 29

相談内容	債務整理をした場合の影響を知りたい。				
相談者	性別	女	年齢	20代	3人世帯。
【 家族構成・収入 】					
続柄	年齢	収入	職業	備考	
相談者	20代	10万円/月	パート	ヘルニアの為、仕事に制限あり。	
父	不明	40万円/月	会社員	持ち家（父名義）	
母	不明	0万円/月	無職		
世帯合計		50万円/月			
【 相談者の債務内容 】					
業種	件数	残高（滞納額）	返済額		
・ 消費者金融	3社	60万円	3万円		
・ 携帯電話（滞納料金含む）	3社	約120万円	不明		
合計	6社	約180万円	3万円+携帯代金/月		
【 相談者の主訴 】					
債務返済は自転車操業状態になっており、携帯電話分は1円も払っていない。					
このままでは債務がどんどん膨らんでいく。今後どう対応したら良いのか、債務整理をした場合、自身と父母にどのような影響が及ぶのか知りたい。					
【 助言内容 】					
相談者の収入からすれば、約180万円の債務の返済は現実的に困難であり、自己破産せざるを得ないと思われる。債務整理をすれば信用情報に記録が残るため、借り入れやクレジットカードの利用等が一定期間できなくなる。自己破産であれば、免責決定から概ね7年から10年が目安になる。					
なお、家族が連帯保証人になっていない限り、家族に返済義務などの影響が及ぶことはない。					
世帯月収が50万円を超える状況、住まいが父名義の持ち家である状況から、日本司法支援センター（通称：※法テラス）の適用は困難と思われたため、大阪弁護士会総合法律相談センターを通じ、弁護士に手続きを委任するよう助言する。※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P5（2）法テラス					
弁護士に委任した時点で、相談者への請求は止まり、精神的不安も解消される旨重ねて助言する。					
【 留意点 】					
・生活基盤が安定しているか、法テラスの無料相談などの制度が活用できるか確認するため、相談者の債務状況に加えて、相談者や世帯全体の収入状況も可能な限り聴取すること。					
・また、住宅ローンを債務と認識していない人が多いため、住居の形態（持ち家・賃貸）も聴取すること。					
・その上で、相談者の収入の中からどれだけの金額を返済に回せるかを精査し、適切と思われる債務整理方法を提示する。					

相談内容	月々の返済を減らしたい。		
相談者	性別 : 男	年齢 : 30代	3人世帯
【 家族構成・収入 】			
続柄	年齢	収入	職業
相談者	30代	25万円/月	会社員
妻	不明	0万円/月	無職
子	5歳	1万円/月	児童手当受給中
世帯合計		26万円/月	
【 相談者の債務内容 】			
業種	件数	残高(滞納額)	返済額
・ 消費者金融・銀行カードローン	5社	200万円	10万円/月
【 相談者の主訴 】			
勤務先の業績不振のため給料が減額され、家計の見直しが必要となった。債務返済は、今のところ延滞はないが、支払い困難なため、今後毎月5万円くらいの返済に抑えたい。			
【 助言内容 】			
相談者自身が債権者と返済額の交渉を行う場合は、債権者が返済額の減額に応じて、返済期間の延長や、返済総額が増えるというデメリットが生じることがある。			
相談者の場合、将来利息をカットして、現在の債務200万円を3年から5年かけて返済していく任意整理を検討すべきと思われる。自身で債権者と交渉することが難しい場合は、弁護士等の法律専門家に委任することもできる。弁護士は、知人の紹介を得る方法や、大阪弁護士会総合法律相談センターや、お住まいの市町村の法律相談を活用する方法等がある。			
また、日本司法支援センター（通称：※法テラス）では、収入要件等を満たせば、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを受けることが可能である。			
※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P5 (2) 法テラス			
【 留意点 】			
・生活基盤が安定しているか、法テラスの無料相談などの制度が活用できるか確認するため、相談者の債務状況に加えて、相談者や世帯全体の収入状況も、可能な限り聴取する。その上で、家計の中からどれだけの金額を返済に回せるかを精査し、適切と思われる債務整理方法を提示する。			
・月々の返済額を減らすだけでは、元本が減らず完済までにかかる期間が延びるなど、抜本的な問題解決にならないため、債務整理の必要性についても相談者に伝える。			
※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P13 6 債務整理の手法について			

相談内容	債権者から督促状が送られてきた。		
相談者	性別 : 男	年齢 : 50代	単身世帯
<p><b>【 相談の背景 】</b></p> <p>1 年前に A 社（消費者金融）から 50 万円を借りたが、1 円も返済することなく放置していたところ、督促状が送られてきた。このまま放置すれば、法的手続きに移行するので至急連絡するよう記されている。</p> <p><b>【 相談者の主訴 】</b></p> <p>今後どのような展開が予想されるか、銀行口座や給料を差押さえられたり、会社や家族に連絡されることがあるのかを知りたい。</p> <p><b>【 助言内容 】</b></p> <p>今後 A 社が簡易裁判所に支払督促の申立てや少額訴訟の提起をしたり、保証会社に債権譲渡等を行う可能性がある。少額訴訟手続きでは、原則 1 回の口頭弁論期日だけで審理を完了し、直ちに判決が言い渡される。</p> <p><b>※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P12 5 民事訴訟について</b></p> <p>また、A 社からの連絡に応じず、未払い状態が続いた場合には、会社や家族に担当者個人名で電話連絡が入る可能性もある。但し、家族が債務の連帯保証人になっていない限り、家族に返済義務はない。</p> <p>今後も支払いが困難な場合は、相談者から A 社担当者に連絡し、粘り強く分割払いの交渉を行うほかない。万が一裁判所手続きや債権譲渡が行われたとしても、取り得る方策に変わりはない。</p> <p>相談者の場合は、1 円も返済していないので交渉困難なばかりか、詐欺行為に問われる可能性があり、弁護士等の法律専門家に委任することを勧める。債務額が 140 万円以下の場合は、認定司法書士に委任することもできる。弁護士は大阪弁護士会総合法律相談センターで、司法書士は司法書士総合相談センターで紹介を受けることが可能である。</p> <p>また、日本司法支援センター（通称：※法テラス）では、収入要件等を満たせば、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを受けることが可能である。</p> <p><b>※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P5 (2) 法テラス</b></p> <p><b>【 留意点 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>書類が送られてきたという電話相談の場合は、当該書類がどこから送られてきたもので、何が書かれているのかを必ず確認する（相談者に読み上げてもらうとよい）。内容を確認することで、債権者の今後の方針が推測できる。</li> <li>放置すると、今後さらに債務総額（利息・遅延損害金）が膨らんだり、債権者側が分割払いなどの交渉に応じなくなる可能性があることを相談者に伝え、早急な対応を促す。</li> </ul> <p><b>※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P11 4 支払督促について</b></p>			

相談内容	保証債務の返済を迫られている。		
相談者	性別 : 女	年齢 : 60代	夫と2人世帯。
<p><b>【 相談の背景 】</b></p> <p>数年前に相談者の弟が社会福祉協議会で生活福祉資金の融資を受けた際、相談者が連帯保証人になっていた。債務額は、延滞利息を含めて約 60 万円。</p> <p>先日、社会福祉協議会から、相談者あてに保証債務請求の郵便が届いた。相談者の弟は3年ほど前に自己破産しており、当該債務について免責されている。</p> <p><b>【 相談者の主訴 】</b></p> <p>収入は夫婦の年金のみであり、預貯金もほとんどないため、一度に返すのは難しい。今後どう対応したらいいか相談したい。</p> <p><b>【 助言内容 】</b></p> <p>連帯保証債務であるため、相談者にも返済義務が生じる。一度に返済することが難しい場合は、相談者自身で社会福祉協議会と分割払いの交渉を行う必要がある。交渉が遅くなれば、新たな遅延利息も発生し債務が膨らんでしまうので、できるだけ早く交渉するように伝える。</p> <p>相談者自身で交渉困難な場合は、代理権がある弁護士等の法律専門家に委任することも可能である。</p> <p>また、日本司法支援センター（通称：※法テラス）では、収入要件等を満たせば、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを受けることが可能である。</p> <p><b>※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P5 (2) 法テラス</b></p> <p><b>【 留意点 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 連帯保証人には抗弁権はなく、主債務者と同等の返済義務を負うことになる。支払困難な場合は、債務整理を検討する必要があることを相談者に伝える。</li> <li>• 保証債務も相続の対象になるため相続の際は、留意する必要がある。</li> </ul> <p><b>※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P30 ⑤連帯保証人との関係について</b></p>			

相談内容	おまとめローンか債務整理を検討中だが、住宅は維持したい。				
相談者	性別	男	年齢	50代	子どもは、すでに独立しており、2人世帯。
<b>【家族構成・収入】</b>					
続柄	年齢	収入	職業	備考	
相談者	50代	40万円/月	会社員	正社員（勤続14年）	
妻	不明	25万円/月	薬剤師		
世帯合計		65万円/月			
<b>【相談者の債務内容】</b>					
業種	件数	残高（滞納額）	返済額		
・ 住宅ローン（大手銀行）	1社	2,000万円	15万円		
・ 教育ローン（政策金融公庫）	1社	1,000万円	12万円		
・ 銀行ローン（カードローン）	1社	200万円	3万円		
合計		3社	3,200万円	30万円/月	
<b>【相談の背景】</b>					
相談者は一部上場会社の子会社勤務。債務はすべて相談者の名義である。住宅ローンはあと15年残っている。					
銀行ローンは、相談者の会社の業績が一時的に悪化した際に借り入れたもので、住宅ローン返済に充てていた。					
<b>【相談者の主訴】</b>					
毎月の返済額が膨らんで、返済がしんどくなってきた。おまとめローンか債務整理を検討したい。なお、住宅は維持したいと考えている。					
<b>【助言内容】</b>					
おまとめローンについては、相談者や相談者世帯の状況を踏まえて、金融機関が審査することになる。審査が通ったとしても、返済期間の延長や、返済総額が増えるケースもあるため、退職後の生活も見通した上で利用を考える必要がある。					
また、債務整理であれば、安定した世帯収入があるため、債務整理後も住宅維持が可能な個人再生を申し立てるのが適当と思われる。個人再生として裁判所が承認すれば、住宅ローンの返済を継続しながら、住宅ローン以外の債務を5分の1（240万円）に圧縮することができ、今後3年から5年かけて返済することになる。※参照「返済困難者相談支援の手引き」P22②住宅資金特別条項について					
世帯収入から判断して、日本司法支援センター（通称：※法テラス）の適用は困難と思われたため、大阪弁護士会総合法律センターを通じ、弁護士への相談を推奨する。					
※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P5（2）法テラス					

### 【 留 意 点 】

- 相談者が住宅を維持したいか、売却も視野に入れているかを確認する。
- 今後債務整理をする場合、どの債務整理方法が適切であるかの判断に必要なため、住宅ローンの契約内容（契約時期・借入先・借入利率・残債等）や、住宅の現況（場所・一戸建・マンション借地権付等）を可能な限り聴取する。
- 住宅ローン以外の債務や借り入れ理由、世帯収入、住宅ローン以外の支出状況も可能な限り聴取する。
- 住宅ローンも立派な債務であるという意識を相談者に持たせる必要がある。
- 消費者金融や銀行カードローン等からの借り入れで住宅ローンの返済をしないよう、相談者に注意を促す。



相談内容	過払金返還請求をしたい。		
相談者	性別 : 女	年齢 : 40代	単身世帯
<p><b>【相談の背景】</b></p> <p>平成13年頃から、A社（消費者金融）とB社（銀行）から融資を受け、借入金の残高は、A社30万円、B社50万円の計80万円ある。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b></p> <p>ラジオのCMで過払金返還請求のを知り、自分もやってみたいと考えた。具体的にどのようにすればよいか？</p> <p><b>【助言内容】</b></p> <p>平成22年6月の貸金業法改正により、出資法の上限金利が29.2%から20%へ引下げられた。これにより、消費者金融は上限金利を利息制限法の水準（貸付額に応じ15%から20%）に引き下げている。</p> <p>相談者の場合は、法改正前からの借り入れであり、A社については過払金・債務減額の可能性がある。また、銀行は、法改正以前より利息制限法の水準で貸付を行っているため、B社については、過払金・債務減額の可能性はほぼない。</p> <p>過払金返還請求するには、A社から取引履歴を取り寄せ、利息制限法に基づいた引き直し計算を行う必要がある。なお、過払金返還請求の時効は、最終取引から10年である。</p> <p>公開されている無料計算ソフトを用いて、簡易な引き直し計算を自分で行うことも可能であるが、取引履歴の内容（取引期間が長い場合や、取引途中で一旦全額返済している場合など）によっては、弁護士等の法律専門家への相談を勧める。</p> <p>弁護士は、大阪弁護士会総合法律相談センターを通じて、紹介を受けることが可能である。</p> <p>また、日本司法支援センター（通称：法テラス）では、収入要件等を満たせば、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを受けることが可能である。</p> <p><b>※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P5 (2) 法テラス</b></p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過払金が生じているか、債務減額が可能かどうかは、「取引履歴」を取り寄せ、内容を精査しない限り、明確な判断ができないことから、安易に過払いの有無、債務減額の可能性に言及しない。</li> <li>債務減額処理に留まった場合は、信用情報上は「任意整理」と同じ扱いとなり、新たな借り入れが困難になることを相談者に説明する。</li> </ul> <p><b>※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P14 ①「過払金」とは？</b></p>			

相談内容	債務整理の具体的な方法を知りたい。			
相談者	性別	男	年齢	30代 3人世帯
【 家族構成・収入 】				
続柄	年齢	収入	職業	備考
相談者	30代	0万円/月	無職	求職活動中
妻	30代	5万円/月	パート	
子	6歳	1万円/月		児童手当受給中
世帯合計		6万円/月		
【 相談者の債務内容 】				
業種	件数	残高(滞納額)	返済額	
・ 銀行・消費者金融ローン	5社	300万円	5万円	
【 相談の背景 】				
<p>住居は亡父名義の居家で、相続人は母と相談者であるが、まだ相続登記は行っていない。資産は、他に妻名義の車のみ。相談者は半年前に離職し、現在求職活動中。失業手当もなく、消費者金融等からの借り入れ、妻のパート収入と児童手当のみで生計を維持している状況である。これまで何とか自転車操業でやり繰りしてきたが、どの会社に申し込んでも借り入れの審査が通らない状況に陥った。</p>				
【 相談者の主訴 】				
<p>相談者としては、自己破産か個人再生をしたいと考えているが、具体的にどうしたらいいか相談したい。</p>				
【 助言内容 】				
<p>個人再生・自己破産について、メリット・デメリットを含めて説明する。相談者は無収入のため、返済のための安定収入が必要な個人再生ではなく、自己破産を選択せざるを得ないと思われる。但し、住居が相続財産にあたり、自己破産することで居宅を失う可能性があるため、弁護士等法律の専門家に相談することを推奨する。収入要件を満たしていることから、日本司法支援センター（通称：法テラス）を紹介。</p>				
<p>※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P5 (2) 法テラス</p>				
<p>相談者から事情を聞く中で、生活が成り立っていない状況も認められたため、福祉事務所等で生活保護の相談・申請をするよう併せて助言する。</p>				
<p>生活保護費受給決定後は法テラス活用で弁護士費用負担無しで、債務整理が可能な旨伝える。</p>				
【 留意点 】				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務の理由が病気治療や失業の場合は、債務整理以前に、現在の生活が成り立っているか、高額療養費や失業保険等、使える制度がきちんと使えているかを確認する。</li> <li>・ 生活困窮状態が認められる場合は、まずは生活再建を優先するよう助言する。</li> <li>・ 実務上は自己破産に抵抗を示す相談者が多いが、どの債務整理方法を選択しても、信用情報に記録が残るなど、デメリットに差がないことを説明する。</li> </ul>				
<p>※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P13 6 債務整理の手法について</p>				

相談内容	生活保護費受給中の債務整理について。		
相談者	性別 : 男	年齢 : 30代	単身世帯
<p><b>【相談の背景】</b></p> <p>現在求職活動中で、1ヶ月前から生活保護費を受給している。生活保護費受給前に消費者金融・銀行カードローン7社から約100万円の借入れがあり、返済が困難になっている。</p> <p>生活保護申請時に債務があることを申告したところ、生活保護の面接相談員から、債務整理の相談窓口として、日本司法支援センター（通称：法テラス）等複数の機関のチラシを渡され、自分でどこかに相談して債務整理するよう促された。</p> <p>※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P5 (2) 法テラス</p> <p><b>【相談者の主訴】</b></p> <p>債務整理をしたいが、求職活動で忙しくて、なかなか相談できなかった。生活保護申請時から1ヶ月以上放置しているため、生活保護費を打ち切られるのではないかと不安もある。</p> <p><b>【助言内容】</b></p> <p>生活保護費を債務の返済に充てることは認められていないため、債務整理は自己破産が前提になる。</p> <p>生活保護の担当ケースワーカーに生活保護受給証明書を発行してもらい、法テラスを活用して弁護士に手続きを委任すれば、債務整理の費用はかからない。</p> <p>加えて、生活保護費受給中の借入れでなければ、今後も引き続き生活保護費は受給可能である。但し、債務整理を放置すれば指導指示の対象となり、生活保護の停廃止につながる可能性があるため、早急に手続きを進める必要がある。</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>負の財産についても福祉事務所等に申告する必要がある。生活保護費を債務の返済に充てることは認められないことを相談者に説明し、一義的には福祉事務所に対応を任せる。</li> </ul>			

個別相談事例 B-①

相談内容	自分の信用情報を確認したい。		
相談者	性別 : 女	年齢 : 30代	家族構成は不明。
<p><b>【相談の背景】</b>          消費者金融やカードローンから複数の借入れがあるが、自分が抱えている負債の全貌がわからない状態。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b>          自分がどこからどれだけ借り入れているのか知りたいが、どうすればよいか？</p> <p><b>【助言内容】</b>          信用情報機関で情報開示することで、登録されている信用情報（ローンやクレジットなどの契約内容や支払状況等に関する情報）を確認できる旨説明し、株式会社日本信用情報機構（JICC）{主な会員：消費者金融会社、クレジット会社など}・株式会社シー・アイ・シー（CIC）{主な会員：信販会社、クレジット会社など}・全国銀行個人信用情報センター（JBA）{主な会員：金融機関など} を案内する。</p> <p>情報開示は原則本人しかできない旨併せて助言する。</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談者から可能な限り借入先を聴取するとともに、信用情報は各機関に加盟する会員の信用情報のみの開示となるため、信用情報機関3社（JICC・CIC・JBA）全ての情報開示を促す。</li> <li>JICC と CIC は窓口やインターネットでの信用情報開示が可能であるが、全国銀行個人信用情報センターは郵送請求のみである。</li> <li>延滞や長期間の債務放置がある場合は、遅延損害金や、債権譲渡された後の債務の情報は載っていないため、信用情報だけでは債務の全体像がわからないことがある。</li> </ul> <p>※参照「返済困難者相談支援の手引き」P3 3 債務状況について</p>			

相談内容	過去の延滞情報を削除したい。								
相談者	性別 : 男	年齢 : 35歳	家族構成は不明。						
<p><b>【相談の背景】</b>                  いくつかの銀行に住宅ローンの申し込みをしたが、全て審査が通らなかった。信用情報を開示したところ、約5年前の消費者金融 A 社の延滞情報が載っていた。現在、延滞は解消されているが、過去においては、1～2年くらい断続的に払えていなかった時期があった。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b>                  自分の年齢的なことを考えると、今住宅ローンが通らないのは困るので、延滞情報を消したい。どうしたらよいか？</p> <p><b>【助言内容】</b>                  「延滞」の場合、債務者が債権者に対する支払いを怠り、61日以上または3ヶ月以上経過した場合に債権者の申告により登録されるが、延滞情報の登録期間は信用情報機関3社により異なる旨説明する。</p> <p>{延滞情報の登録期間}</p> <table border="1"> <tr> <td>JICC</td> <td>延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>CIC</td> <td>契約期間中および契約終了後5年以内</td> </tr> <tr> <td>JBA</td> <td>契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間</td> </tr> </table> <p>また、延滞情報は、信用情報機関ではなく債権者の判断により削除されるため、相談者から消費者金融 A 社に事情を伝え、情報削除の交渉を勧める。</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>借入審査を通すかどうかは金融機関個々の判断になり、審査に通らなかった場合の理由開示には消極的である。</li> <li>信用情報に延滞情報等がなくても、申込者の属性（収入状況）や総量規制（年収の3分の1）によって審査が通らないケースもある。</li> <li>参考として、借入審査に通らなかったことも信用情報に記録される（概ね6ヶ月間）ため、相談者に対して不用意に借入申込みをしないよう助言する。</li> </ul>				JICC	延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間	CIC	契約期間中および契約終了後5年以内	JBA	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
JICC	延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間								
CIC	契約期間中および契約終了後5年以内								
JBA	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間								

相談内容	お金を借りられないようにしたい。(ギャンブル依存のため)		
相談者	性別 : 女	年齢 : 30代	家族構成は不明。
<p><b>【相談の背景】</b>          夫がギャンブルで借金を作っている(債務総額不明)。          夫からは、最近、消費者金融3社から借りていた債務を、銀行カードローン1社にまとめたと聞いている。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b>          相談者としては、夫がこれ以上ギャンブルに、のめり込むことがないか心配で、お金を借りられなくなれば、ギャンブル癖が治まるのではないかと考えている。          夫がお金を借り入れできないようにする方法はないか？</p> <p><b>【助言内容】</b>          日本貸金業協会(貸金業相談・紛争解決センター)の「貸付自粛制度」を利用すれば、借り入れはできなくなる。          ただし、自粛期間は5年間という上限があり、夫自身でも3ヶ月経過すれば、解除することができる。          また、貸付自粛制度を利用しなくても、借入れの返済に一定期間延滞が生じれば、信用情報に異動情報が登録されるため、新たな借り入れはできなくなる。  <b>※参照「返済困難者相談支援の手引き」P68</b> <b>～貸付自粛制度とは～</b></p> <p><b>【留意点】</b>          ・夫の現状から判断すると、ギャンブル依存症の可能性が高いため、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センターや保健所、大阪府こころの健康総合センターなどの専門機関での受診・相談についても併せて助言する。  <b>※参照「返済困難者相談支援の手引き」P66</b> <b>11 依存症について</b></p>			

相談内容	支払い督促の対応について。		
相談者	性別 : 男	年齢 : 30代	単身世帯
<p><b>【相談の背景】</b></p> <p>相談者は、会社員で、月収 18 万円。資産なし。</p> <p>1 週間前に、簡易裁判所から特別送達郵便が届いた。開封すると、「支払督促」と、「督促異議申立書」の用紙が入っていた。相手方は A 社（消費者金融）。数年前に借り入れしたが、失業して収入がなくなり、返済できないまま放置していた。請求額は、遅延損害金を含んで 100 万円を越えている。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b></p> <p>今後どのように対応したらよいか？支払督促を放置していたらどうなるのか？</p> <p><b>【助言内容】</b></p> <p>支払督促を放置すると、債権者の言い分が認められ、債務者の言い分を聞かないまま、債権者は口座差押さえ等の強制執行ができるようになる。</p> <p>今後の対応としては、期日までに「督促異議申立書」を簡易裁判所に返送し、通常の訴訟手続きに移行させる必要がある。移行された訴状の中で、言い分を述べるように助言する。相談者自身の対応が困難な場合は、弁護士等の法律専門家に対応を委任することも可能である。</p> <p>弁護士は、知人の紹介を得る方法や、大阪弁護士会総合法律相談センターや、お住まいの市町村の法律相談を活用する方法等がある。</p> <p>また、日本司法支援センター（通称：法テラス）では、収入要件等を満たせば、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを受けることが可能である。</p> <p>※参照「返済困難者相談支援の手引き」P5 <b>（2）法テラス</b></p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話での相談の場合は、現物を確認できないため、正確に状況を把握する必要がある。電話口でいつ書類が届いたのか、内容は支払督促なのか、訴訟なのか、相談者に書類の内容を読み上げてもらうとよい。</li> <li>放置すると債権者の言い分が一方的に認められることになるため、早急な対応が必要なことを相談者に伝える。</li> </ul> <p>※参照「返済困難者相談支援の手引き」P11 <b>4 支払い督促について</b></p>			

相談内容	自分で特定調停をしたい。		
相談者	性別 : 男	年齢 : 40代	単身世帯
<p><b>【相談の背景】</b>                      職業は自営業。複数の消費者金融や銀行カードローンに債務がある（詳細不明）。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b>                      弁護士等の法律専門家への費用がもったいないので、自分で特定調停の手続きをしたいと考えている。手続きの方法を教えて欲しい。</p> <p><b>【助言内容】</b>                      申立て方法については、最寄りの簡易裁判所で確認していただくよう伝える。但し、裁判所では手続き的な説明のみであり、債務整理方法についての具体的な説明は行っていない旨説明する。</p> <p>特定調停は原則として債権者の住所、営業所もしくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所に申立てをするので、まず債権者の所在地を確認する。借入先が複数あり、それぞれの業者の本店所在地が異なる場合には、関連事件として1つの簡易裁判所で取り扱われることがある。</p> <p>特定調停は比較的安価に行うことができるが、調停調書は「債務名義」と呼ばれるものであり、万が一支払いが滞った場合は、債権者が口座差し押さえ等の強制執行に及びおそれがあることに留意すること。</p> <p>※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P17 <b>特定調停</b></p> <p>複数の債務があるとのことから、自分で申立てをする前に、市町村の無料法律相談や日本司法支援センター（通称：法テラス）、大阪弁護士会総合法律相談センター等を活用し、どの債務整理方法が適しているのかを弁護士等の法律専門家に相談することも併せて助言する。</p> <p>※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P5 <b>(2) 法テラス</b></p> <p><b>【留意点】</b>                      ・特定調停は、様式がある程度定型化されており、債務内容さえ把握していれば、自ら申し立てることが可能である。</p>			



相談内容	時効の援用について。		
相談者	性別 : 男	年齢 : 60代	家族構成は不明。
<p><b>【相談の背景】</b></p> <p>数日前、A社（債権回収株式会社）から督促状が届いた。中身を確認すると、10年以上前にB社（消費者金融）で借りた債務が債権譲渡されたものであることが判明。相談者はB社に債務があることをすっかり失念していた。書面には、至急電話連絡しなければ、裁判手続きに移行する旨記載されている。</p> <p>相談者は仕事の関係で全国各地を転々としており、住民票の異動もルーズになっていたが、今回現住地に住民票を移したところ督促状が届いた。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b></p> <p>債務には時効があると聞いたことがある。自分としては時効になっていると思うので、このまま放置していても大丈夫か？</p> <p><b>【助言内容】</b></p> <p>消費者金融の負債は「商事債権」であり、時効は最終取引から5年。ただし、裁判を提起され、判決が確定していれば時効は10年に延長される。また、時効が完成していたとしても、債務の存在を認めると時効が中断してしまうため、安易に相談者からA社に電話連絡をするのは好ましくない。</p> <p>時効の期間が過ぎたからといって、自動的に相手の権利が消えて、時効が成立するわけではなく、時効の制度を利用する意思を相手に伝える必要がある。時効は「時効援用通知書」を相手方に送付することで成立する。</p> <p>「時効援用通知書」は自分で作成することも可能で、必要事項を記した書面を内容証明・配達記録郵便でA社に送付する。</p> <p>また、インターネットでの手続きも可能で、電子内容証明郵便サービスを利用すると、ネット上からも内容証明郵便を送ることができる。</p> <p>但し、時効の判断は法的な要素を含むため、自ら手続きを行う場合でも、行政書士や司法書士、弁護士等の法律専門家に相談しておく方がよい。</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時効が成立した場合、債務不存在通知を交付する会社、請求行為を止めるだけの会社等、債権者の対応はまちまちである。</li> <li>時効が成立しなかった場合は、債権者からの請求行為は止まらないため、通常の債務整理と同じ手法での対応が必要になる。</li> </ul> <p>※参照「返済困難者相談支援の手引き」P31 <b>7 時効について</b></p>			

個別相談事例 D-①

相談内容	ヤミ金からの取立てに困っている。		
相談者	性別 : 男	年齢 : 20代	単身世帯
<p><b>【相談の背景】</b></p> <p>1週間前に、ネットで検索したA社から30,000円を借り入れた。予め「利息」と「手数料」が差し引かれ、相談者の銀行口座に24,000円が入金された。</p> <p>昨日が返済期日であったが、手元にお金がなく払えないでいると、執拗に督促の電話がかかってくるようになった。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b></p> <p>借り入れ時に家族や勤務先の情報も伝えており、支払えないのであれば、そちらへも連絡すると脅されている。今後どのように対応したらよいか？</p> <p><b>【助言内容】</b></p> <p>A社の手口から、ヤミ金融業者の可能性があるため、貸金業者登録の有無を調べたところ、登録がなくヤミ金融業者（無登録業者）と判明した。</p> <p>その上で、ヤミ金融業者による貸付については、元本も含めて返済義務がないという最高裁判決があることを伝え、今後の関わりを一切拒否するよう助言。</p> <p>但し、相談者のみならず、家族や勤務先への執拗な電話による督促や、自宅に頼んでもいない宅配ピザが届く等の嫌がらせを受けることも予想されるため、至急最寄りの警察署の生活安全課に相談すること。</p> <p>ヤミ金融業者対応は、弁護士や大阪府金融課でも可能ではあるが、警告度は警察が圧倒的に強い。</p> <p>現在使用している携帯電話の電話番号の変更や解約、押し貸し被害を防ぐため、教えた口座の解約なども併せて助言する。</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談者から、借り入れ、返済、業者からの督促状況等現状をできるだけ詳細に聞き取り、当該業者が登録業者なのかヤミ金融業者なのかを把握する。（大阪府ホームページ等で貸金業登録のある業者かどうかを確認することができる）</li> <li>ヤミ金融業者からの借り入れであれば、元本も含めて返済義務がないことを相談者に伝える。</li> <li>すでに嫌がらせが始まっている場合は、警察の生活安全課に誘導する。</li> </ul> <p>※参照「返済困難者相談支援の手引き」P41 <b>9 ヤミ金融業者への対応について</b></p>			

相談内容	悪徳商法に引っかかった。		
相談者	性別 : 男	年齢 : 30代	妻・子どもの3人世帯。
<p><b>【相談の背景】</b>          相談者の月収は20万円、妻のパート収入6万円。住居は民間賃貸で、家賃は月6万円。</p> <p>知人から絶対に儲かる投資話があると言われ、出資金として消費者金融・銀行ローン5社から約800万円借りて渡したが、音信不通となった。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b>          相談者としては知人が許せないし、渡したお金は返して欲しい。</p> <p>債務弁済も困難で、すでに5社全てから督促状が届いているがどうしたらいいか？</p> <p><b>【助言内容】</b></p> <p>① 人が許せないことに対して          詐欺罪での告訴を目指す方向で、できるだけ客観的な資料を揃え、最寄りの警察署の生活安全課に行つて被害届を出すこと。</p> <p>② 渡したお金の回収と債務返済          債務返済の件も含めて、弁護士に相談すること。</p> <p>弁護士は、知人の紹介を得る方法や、大阪弁護士会総合法律相談センターや、お住まいの市町村の法律相談を活用する方法等がある。</p> <p>また、日本司法支援センター（通称：法テラス）では、収入要件等を満たせば、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを受けることが可能である。</p> <p>※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P5 (2) 法テラス</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騙されて借り入れた債務であっても、返済義務は免れない。返済が困難であれば、債務整理せざるを得ないことを相談者に伝える。</li> <li>・知人が詐欺罪で立件されたとしても、知人に渡したお金は民事事件として回収の手立てを講じる必要があることを相談者に伝える。</li> </ul>			

相談内容	ギャンブルで借金を作り、返済できない。(本人からの相談)		
相談者	性別 : 男	年齢 : 30代	単身世帯 (離婚歴あり)
<b>【家族構成・収入】</b>			
	続柄	収入	職業
	相談者	28万円/月	会社員
			備考
			営業部長
<b>【債務内容】</b>			
	業種	件数	残高
	カードローン(銀行)	3社	330万円
			返済額
			10.5万円/月
<b>【相談の背景】</b>			
ギャンブル・遊興費目的のための債務があり、自転車操業で辛うじて返済を続け、現在まで延滞はしていない。カードローンの借入限度額も上限まで達していて、今月の返済が困難な状況である。			
<b>【相談者の主訴】</b>			
債務整理と債務の原因になったギャンブル(パチスロ)問題を解決したい。			
<b>【助言内容】</b>			
債務整理については、借り入れ理由がギャンブル・遊興費であることから、自己破産を申し立てても、免責決定が下りない可能性がある。安定収入があることから、個人再生が適していると思われる。手続きが複雑なため、一般的には弁護士等の法律専門家に委任することが多い。			
弁護士は、知人の紹介を得る方法や、大阪弁護士会総合法律相談センターや、お住まいの市町村の法律相談を活用する方法等がある。			
また、日本司法支援センター(通称:法テラス)では、収入要件等を満たせば、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを受けることが可能である。			
ギャンブル依存への対応については、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センターや保健所、大阪府こころの健康総合センターなどの専門機関での受診・相談についても併せて助言する。			
※参照「返済困難者相談支援の手引き」P5 (2) 法テラス			
<b>【留意点】</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務、収入の状況のみならず、家族状況やギャンブルへの依存度等、相談者の生活実態をできるだけ詳細に聴取すること。</li> <li>・ギャンブル依存は病気(病的賭博)であるため、債務整理より治療を優先すべきであることを相談者に伝える。</li> </ul>			
※参照「返済困難者相談支援の手引き」P66 11 依存症について			

相談内容	ギャンブルで借金を作り、返済できない。(家族からの相談)			
相談者	性別	女	年齢	30代 4人世帯
【 家族構成・収入 】				
続柄	年齢	収入	職業	備考
相談者	30代	8万円/月	パート	
夫	30代	32万円/月	会社員	
子	10歳	1万円/月		児童手当受給中
子	5歳	1万円/月		児童手当受給中
世帯合計		42万円/月		借家家賃 月 8.3万円
【 夫の債務内容 】				
業種	件数	残高(滞納額)	返済額	
・ 消費者金融	2社	95万円	2万円	
・ 銀行ローン(大手銀行)	2社	100万円	2万円	
合計	4件	195万円	4万円/月	
【 相談者の主訴 】				
夫がギャンブルや遊興費で多額の借金を作っている。6年前にも同様のことがあり、夫の母等の援助で一括弁済した。今回はA社(消費者金融)からの郵便物で債務が発覚。夫を問い詰め、手元にある書類を全て出させたが、それが全てだとは信じがたい。夫のギャンブル依存については、大阪府こころの健康総合センターで相談済み。債務整理について相談に乗って欲しい。				
【 助言内容 】				
家計状況からすれば、月3万円程度の返済が限界と思われることから、将来利息をカットして確実に元本が減る任意整理を提案する。				
相談者は同意したが、夫は弁護士費用がかかること、今後当面の間のカード利用が難しくなることに難色を示し提案に同意しない状況であった。				
弁護士費用を考慮し、無料で任意整理を行っている公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会を案内する。				
同協会では、心理の専門家も常駐していて、ギャンブル依存の相談もできる旨助言する。				
【 留意点 】				
・ギャンブル依存は病気(病的賭博)であり、必ずしも本人の意思のみでコントロールできるものではないため、まずは専門的な治療を優先するべきであることを相談者に伝える(ギャンブル依存についての正しい理解を求める)。				
※参照「返済困難者相談支援の手引き」 P66 依存症について				

相談内容	借金のことが気になって眠れない。死にたい。		
相談者	性別 : 男	年齢 : 30代	単身世帯（1年前に離婚）
<p><b>【相談の背景】</b></p> <p>債務は住宅・車・銀行ローンで約800万円、月々約20万円返済しているが、先月初めて延滞した。</p> <p>債務のことが気になって精神的にしんどくなり、会社に嘘をついて休んでいる。これからの生活を考えると、死ぬしかないと思い、大阪府こころの健康総合センターにも相談。担当者の勧めで心療内科に通院しているが、気持ちは落ち着かない。</p> <p>退職を考えているが、在職期間が短いため失業手当もない。</p> <p>生活保護費受給申請も考えているが、車と持ち家があるから難しいと思う。生活保護費の受給が認められるならば、住宅も車もいらぬ。</p> <p>近くに母親が住んでいるが、年金収入のみで経済的な援助は困難。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b></p> <p>何もかも嫌になった。死にたい。</p> <p><b>【助言内容】</b></p> <p>借金問題は死を意識するような問題ではない。まずは、治療と生活基盤の安定を優先することを粘り強く助言する。</p> <p>併せて、生活基盤の安定のため、福祉事務所等の生活保護の窓口で相談することを勧める。</p> <p>生活保護費受給が決定すれば、日本司法支援センター（通称：法テラス）にて、費用の負担なしで債務整理できる旨併せて助言する。</p> <p>※参照「返済困難者相談支援の手引き」P5 <b>（2）法テラス</b></p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>希死念慮の強い相談者に対しては、否定することなく徹底的に傾聴する姿勢が必要である。</li> <li>その上で、借金問題は必ず解決できることを繰り返し伝えていくのがポイント。</li> <li>紹介先は、より優先度の高い1箇所に絞る（複数の機関を紹介すると、相談者が余計に混乱することがある）。</li> </ul>			

相談内容	事業に行き詰まり、借入金の返済が困難。		
相談者	性別 : 男	年齢 : 50代	家族構成は不明。
<p><b>【相談の背景】</b>            自営業を株式会社化したが、経営状態が不安定で、今後存続していくべきか迷っている。社屋は賃貸で、改装費や設備投資で債務が膨らんだ状況である。</p> <p>最寄りの弁護士事務所に相談に行ったら、会社の閉鎖費用として350万円くらいかかると言われ、その費用がなかったら閉めることができないと言われている。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b>            債務は保証協会・信用金庫・銀行ローン5社で1,500万円、一部自転車操業の債務もあり、来月の返済の目処が立たず、どうしたらいいか相談したい。</p> <p><b>【助言内容】</b>            会社を存続するのか閉鎖するかで相談先は変わるため、相談者の意向を確認したところ、できれば会社を存続させたいとの意向。</p> <p>無料で経営相談を行っている商工会議所の中小企業振興部経営相談室を紹介。</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まず相談者が会社を存続したいのか、閉鎖したいかの意向を確認する。</li> <li>・相談者が会社の存続を希望する、もしくは方向性を決めかねている場合は商工会議所（中小企業振興部経営相談室）を、閉鎖を希望する場合は、大阪弁護士会総合法律相談センターを紹介する。</li> </ul>			

相談内容	親族（子ども）が借金をしている。				
相談者	性別	女	年齢	50代	家族構成は不明。
<p><b>【相談の背景】</b>  息子（20代）の債務について相談。</p> <p>息子にカード会社3社から借入れがあるが、相談者は息子の債務総額を把握できていない。全てリボ払いで、息子は返済困難になれば相談者にお金を無心して返済を継続している。  息子に債務整理を提案したことがあるが、頑なに拒否している。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b>  少しでも返済を楽にする方法、例えば1社だけ債務整理した場合、他社のカードが使えなくなることはあるのか教えてほしい。</p> <p><b>【助言内容】</b>  カード会社は、顧客の信用情報を随時確認することができるため、1社債務整理をすれば、他社もその情報を知ることができる。顧客と取引を継続するかは各社の判断となるが、これまでに延滞等がなければ、継続的に使える可能性もある旨助言する。</p> <p>債務は債務者自身、すなわち息子自身の問題であり、息子に問題意識を持たせること。相談者が立替返済することによって息子は問題を先送りし、債権会社にとっても息子は優良顧客となり、さらに貸付枠を広げてくる可能性がある。</p> <p>息子から無心があったとしても、今後立替返済はせず、自らの問題に向き合わせること。</p> <p>息子と話し合い、債務原因を追求するのも必要である旨伝え、債務原因の問題を解消して行くように併せて助言する。</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談者が息子を心配する気持ちを汲み取りつつ、債務は息子自身の問題であり、本人に問題意識を持たせない限り解決の途はないことを、相談者に理解させる必要がある。</li> <li>債務の立替返済は問題を悪化させるのみであり、根本的な解決にはならないことを相談者に理解させる必要がある。</li> <li>息子本人を相談窓口へ誘導するよう働きかける。</li> </ul>					



相談内容	婚約者が借金をしている。		
相談者	性別 : 女	年齢 : 30代	半年後に入籍予定。
<p><b>【相談の背景】</b>  半年後に入籍予定の婚約者（40代男性）の債務についての相談。  婚約者は、10年ほど前に運送業を自営していた時の借金を返済していない様子（債務内容は不詳）。会社は廃業したが夜逃げ同然で、婚約者自身、自分の住民票をどこに置いているかもわからない状況。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b>  弁護士に相談したところ、現状では相談者に何も影響ないので安心するよう言われたが、入籍後相談者にどのような影響があるか教えてほしい。</p> <p><b>【助言内容】</b>  入籍後も、相談者が連帯保証人になっていない限り特段影響はないが、万が一婚約者が亡くなった場合に、財産を相続すると債務も相談者に相続されることになる。  また、婚約者の住民票が異動すると、債権者からの請求書や督促状が自宅に郵送されてくる可能性がある。その段階で、婚約者自身が、債務整理を前提にした弁護士等の法律専門家に相談する必要がある。</p> <p>相談内容から、婚約者の債務について、時効が成立している可能性があるため、債権者からの取立に対応する前に弁護士等の法律専門家に相談するように併せて助言する。  弁護士は、知人の紹介を得る方法や、大阪弁護士会総合法律相談センターや、お住まいの市町村の法律相談を活用する方法等がある。  また、日本司法支援センター（通称：法テラス）では、収入要件等を満たせば、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを受けることが可能である。</p> <p>※参照「返済困難者相談支援の手引き」P5 (2) 法テラス</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談者の不安を払拭するため、債務は債務者自身の問題であり、相談者に直接的な影響はないことを繰り返し説明する。</li> <li>その上で、入籍後に想定されること（相続の問題）、根本的な問題解決のために、婚約者自身が放置している債務を早急に対処するように助言する。</li> </ul>			

相談内容	家族が借金をしたまま失踪。		
相談者	性別 : 男	年齢 : 60代	家族構成は不明。
<p><b>【相談の背景】</b>  30代の息子の債務についての相談。息子が債務を残したまま行方不明になっている。すでに1ヶ月が経過しており、警察に「家出人捜索願」を届出済みである。</p> <p>息子は妻と子ども2人の4人世帯で、府営住宅で生活している。</p> <p>債務は推定で150万円。借入先は銀行や消費者金融と思われるが詳細は不明。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b>  今後息子の債務について、相談者や親戚等に請求される可能性があるのか教えてほしい。</p> <p><b>【助言内容】</b>  債務はあくまでも息子自身の問題であり、債務の保証人になっていない限り、相談者等に請求されることはない。</p> <p>但し、仮にヤミ金融業者からの借入れがあり、息子が相談者等の連絡先をヤミ金融業者に伝えていたとすれば、相談者等にも請求される可能性がある。万が一請求行為があれば、最寄りの警察署の生活安全課で相談していただくように助言する。</p> <p>貸金業登録業者の中でも、暴力的な言葉や態度など悪質な取立てを行われた場合は、大阪府金融課へ相談するよう併せて助言する。</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談者が息子を心配する気持ちを汲み取りつつ、息子名義の債務については、相談者等親族には影響がないことを伝える。</li> <li>聴取する中で、ヤミ金融業者から借り入れている可能性がある場合は、ヤミ金融業者への対応の方法についても助言する。</li> </ul>			

相談内容	亡くなった親族に借金があった。		
相談者	性別 : 男	年齢 : 50代	家族構成は不明。
<p><b>【相談の背景】</b>          平成12年に相談者の父親が多額の債務を抱えたまま死亡。母親が父親の債務の連帯保証人になっており、母親は平成15年に自己破産した。          母親が平成30年8月に死亡し、相談者と相談者の兄が相続人になった。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b>          母親には債務がないと信じ、相続放棄の手続きは行わなかったが、もし今後、亡くなった母親に債務があったことがわかった場合、どうすればいいか教えてほしい。</p> <p><b>【助言内容】</b>          母親の債務の有無は、信用情報機関（株式会社日本信用情報機構（JICC）・株式会社シー・アイ・シー（CIC）・全国銀行個人信用情報センター（JBA））で照会でき、3機関とも照会必要。          なお、具体的な手続きは、各機関で確認が必要である。</p> <p>相続については、大阪弁護士会／遺言相続センター運営委員会が運営している大阪弁護士会遺言相続センターで相談ができる。（おおむね20分間無料）</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続は、被相続人の正負双方の財産を引き継ぐことになるが、熟慮期間（3ヶ月）であれば、家庭裁判所に申述することで相続放棄の手続きが可能である。</li> <li>・大阪家庭裁判所は、実務上債務の存在が判明した日から、3ヶ月以内の相続放棄を認めている。</li> <li>・原則的には、弁護士等の法律専門家に相談するよう誘導する方がよい。</li> </ul> <p>※参照「返済困難者相談支援の手引き」P38 <b>8 相続について</b></p>			

相談内容	おまとめローンをしたい。		
相談者	性別 : 男	年齢 : 40代	家族構成は不明。
<p><b>【相談の背景】</b> 現在の会社で勤続年数10年、年収は約600万円。</p> <p>現在4社（消費者金融1社・銀行系3社）で300万円の債務がある。毎月の返済額は10万円。延滞なく返済はできているが、元本が減らない状況。借り入れ理由は遊興費（ギャンブル）。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b> 何社かおまとめローンを申し込んだが通らなかった。どこか貸してくれるところがあれば紹介してほしい。</p> <p><b>【助言内容】</b> 公的な借り換えローンは存在しないため、必然的に銀行等のローンを活用することになる。収入や勤務年数からして審査に係る基準点は高いと思われるが、借り入れ会社が多いと審査に通らないことがある。なお、審査に通らなかった情報は申し込み後6ヶ月間信用情報に残るので、今新たな申し込みをしても、まず審査に通らない。</p> <p>おまとめローンをすることで、見かけ上は毎月の返済額を減らせたとしても、返済期間の延長や、返済総額が増えてしまうケースもあるため、現在取引のある4社の中で返済額を見直す方法も検討するように助言する。</p> <p>借入原因が遊興費（ギャンブル）による債務であれば、今後債務が増える可能性もあるので、家計管理も含め、心理の専門家が常駐している公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会を案内する。</p> <p>ギャンブル依存者への対応については、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センターや保健所、大阪府こころの健康総合センターなどの専門機関での受診・相談についても併せて助言する。</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的なおまとめローンは存在しないことを相談者に伝える。</li> <li>実務上は、おまとめローンの審査が通るのは、現実的には借り入れ件数3社程度までの債務をまとめたい場合に限られ、4社以上の借り入れがある人の審査は通りにくいことが多い。</li> <li>おまとめローンをして債務件数が減ることで貸付枠が広がり、さらに債務額を増やしてしまうケースも見受けられる。特に借り入れ理由が遊興費（ギャンブル）である場合は、債務返済を新たな借り入れでまかなう方法は勧めるべきではない。</li> </ul>			

相談内容	生活に困り、今日食べるものもない。		
相談者	性別 : 男	年齢 : 50代	単身世帯
<p><b>【相談の背景】</b>                  消費者金融等から、失業による生活費の補填を理由に、200万円の債務がある。求職活動を続けているが、再就職できない状況である。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b>                  資金の借入れと返済とを繰り返し、何とか凌いできたがもう限界。家賃を2ヶ月滞納し、ガスや電気も止められ、今日食べるものもない状況。何とか助けてほしい。</p> <p><b>【助言内容】</b>                  優先すべきは生活基盤の再建。取り急ぎ、福祉事務所等で生活保護の申請をすること。                  生活保護費受給の決定から支給までには時間がかかるので、社会福祉協議会等で食糧支援について相談すること。                  債務整理は生活基盤安定後の対応で構わない。なお、収入がない現状からすれば、自己破産せざるを得ないが、生活保護が決定していれば、日本司法支援センター（通称：※法テラス）を活用することで、実質費用負担なく債務整理が可能である。</p> <p>※参照「返済困難者相談支援の手引き」P5 (2) 法テラス</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 病気治療や失業が原因で借りに入れている場合は、債務整理以前に、現在の生活が成り立っているか、高額療養費や失業保険など使える制度を活用できているか確認する。</li> <li>• 相談者に、生活費を削って債務返済に回している場合は、まずは生活の維持を優先するよう伝える。</li> <li>• 緊急性が高いと判断される場合は、相談員から生活困窮者自立支援事業等の窓口へ、直接つなぐことも必要である。</li> </ul>			

相談内容	弁護士、司法書士に対する苦情。		
相談者	性別 : 女	年齢 : 30代	家族構成は不明。
<p><b>【相談の背景】</b></p> <p>1ヶ月ほど前に任意整理を弁護士に委任し、着手金を支払った。ところが、受任後弁護士からは何の連絡もなく、進捗状況もわからない。</p> <p>数日前、債権者から相談者の元に督促の電話が入った。弁護士が本当に仕事をしているのか不安である。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b></p> <p>弁護士の対応について、苦情を申し立てたい。</p> <p><b>【助言内容】</b></p> <p>まずは、進捗状況を担当弁護士に直接確認する。その上で、説明や対応に納得できない場合は、大阪弁護士会が設けている「市民窓口」に相談することもできる。</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すでに弁護士が介入している案件については、当該弁護士に対応を任せるのが原則であるため、疑問等がある場合は、まずは、当該弁護士に問い合わせること。</li> </ul>			

相談内容	債権者（登録業者）に係る苦情。		
相談者	性別：男	年齢：50代	家族構成は不明。
<p><b>【相談の背景】</b></p> <p>1年前にA社（消費者金融）から30万円を借りた。これまでは約定どおり返済できていたが、離職するため、今後の返済が困難になることが見込まれる。</p> <p>その旨をA社の担当者（B氏）に伝えたとところ激怒され、「返せないなら今から家に行くぞ！」「知人に借りてでも返済しろ！」と暴言を吐かれた。</p> <p><b>【相談者の主訴】</b></p> <p>B氏の高圧的な言動に恐怖を感じる。本当に家に来られたら怖い。どうしたらよいか？</p> <p><b>【助言内容】</b></p> <p>B氏の対応は、貸金業法第二十一条（取立て行為の規制）に抵触している可能性があるため、至急A社に指導権限がある所管官庁に相談すること（大阪府登録業者であれば、大阪府金融課、他都道府県の登録業者であれば、当該都道府県の担当部署、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置している場合は、本店所在地の財務局が管轄する）。</p> <p>万が一B氏が自宅に来て暴言を吐くようなことがあれば、家の敷地外に退去するよう申し渡した上で最寄りの警察署に通報すること。</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 会社名を聞き取り、大阪府ホームページ等で貸金業登録のある業者かどうかを確認すること。</li> <li>• 貸金業登録のある業者であれば所管部署を紹介。登録のない業者であれば、相談者の最寄り警察署の生活安全課、大阪府金融課、大阪弁護士会総合法律相談センター、日本司法支援センター（通称：※法テラス）、を紹介すること。</li> </ul> <p>※参照「返済困難者相談支援の手引き」P5 <b>（2）法テラス</b></p>			